

札幌市長と話し合い後の札幌市教育委員会との窓口交渉の報告

2012年8月31日（金）午後1時30分から

札幌遠友塾富田副代表

北海道に夜間中学をつくる会 泉事務局長 飯塚・白倉事務局次長

札幌市教委生涯学習推進課 木村課長 上野主査 山谷社会教育担当係長

窓口交渉にあたって、下記項目を挙げ話し合いを行ないました。

1. 市長の発言、「基礎教育」について、公的に保障しなければならないことを、みなさんに代わってやってもらっている、をどのようにとらえるか。
2. 現行法であっても、憲法 26 条から夜間中学を法的に支え、かつ事業的に支援することができないのか。
3. 札幌市および札幌市議会での義務教育等学習機会充実の「条例化」ないし「立法化」の動きについて。
4. 国会で「義務教育等学習機会充実法案（仮称）」が成立したとしたら、札幌市教委が施策を講ずることができるのか。市長は立法化されたら何らかのことを講ずる、と発言されたが。

以下、市教委が項目について説明した要約です。

1. について、この市長発言は、みなさんの活動にたいする思い入れの強さと感ずるが、その真意をわれわれが推し量ることはできない。
2. についても、1. の発言と関係するが、市教委としてはこれまで具体的な支援を行なってきたし、これからも具体的な要望がだされたとすれば、それが実現できるかを検討していく。市長の発言から、「網戸設置など」市教委ができるものは取り組む。また、遠友塾を支援するうえで、みなさんが言う「法的な支えがない」としても、議会への説明などその都度根拠を示して行なっている。
その他、遠友塾など夜間中学の理念的位置づけを要望してきていることを承知しているが、いますぐ市教委が理念的位置づけをすることを考えてはいない。
3. については、その実際の動きがでてから考えたい。
4. 国で立法化されると、当然、法案が自治体にも下ろされてくる。国の法がある方が市教委としては夜間中学にたいする支援事業や理念的位置づけがしやすくなる。その際、市教委がこの「義務教育等学習機会充実法案（仮称）」が成立したとして、施策を行なう細部にわたる検討を、今は行なっていない。そして、この法案が、自主夜間中学にも適応するかしなかなど、いま詳しく研究してはいないので、これから行なう。